

「大改革」期ロシアの検閲改革 ——開明官僚と世論の創出——

巽 由樹子

はじめに

1. 検閲の手法と運用状況
2. 検閲改革——純開明路線の段階（1855—1861）
3. ゴロヴニンからヴァルーエフの時代へ（1862—1863）
4. ヴァルーエフと1865年臨時出版規則

結論

はじめに

ロシアの「大改革」とは、アレクサンドル二世期に国家が主導した、農奴制廃止・地方制度改革・司法改革・軍制改革など多岐にわたる社会変革事業である¹。諸改革がどのような性格を持ち、いかなる結果をもたらしたかについては、専制を制限しえずに議会・内閣制度も導入できなかつた中途半端な試みであるとする欠陥論が長らく支配的であつた²。それに対して、西欧を基準として欠陥を指摘するのではなく、「大改革」は固有のシステム創出を図ったものだとする固有論も現れてきた³。「大改革」期は、ソ連崩壊によって帝政期がいま再考されているという事情も加わり、依然として評価が定まらない「空白」の時代なのだと見える⁴。

同じことは、「大改革」中の一分野である検閲改革についてもあてはまる⁵。この改革は1855年の検閲緩和から始まり、65年の臨時出版規則制定で一応の完結を見る。その成果に対してシェルヌーハは、同時期の他の改革と同様に一貫性がなく不充分だとし、大矢は、この改革がリベラル世論とりこみを目的にしたという観点から、内務大臣による行政処罰が設定されたこと等に対して中途半端との評価を下している⁶。こういった見解は、リベラル改革を是とする大改革欠陥論の系譜だと言えよう⁷。一方でバルムスは帝政ロシアの検閲に独特の性格に注目してある種の広汎な自由の存在を指摘し、ルードはロシア史上最も包括的で集権化された出版法が現れ、出版者に大きな自由が与えられたと述べている⁸。これらは大改革固有論と軌を一にすると考えられる。以上のように、検閲改革の先行研究においても、「大改革」論の二つの視角が背景に見られ、かつ評価が定まっていない⁹。

しかし、諸改革を構想・遂行した勢力である開明官僚グループに着目すると、検閲改革は一貫した目的を持って遂行され、一定の成果をおさめたと考えることができる¹⁰。彼らはニコライ一世末期の行き詰まりを打破して帝政を安定させることを第一の目標に、様々な新しい社会秩序を構想した。その一つが、世論に支持された帝政を生み出すことであった。政府の懸案事項について政府外の人々に議論を許可し、そこから有益な意見と帝政への支持を得ることを望んだのであり、そのために行われたのが検閲改革だったのである¹¹。

55年から65年まで、検閲改革は主導者の交代によって三つの時期——開明官僚たちの時代・教育大臣ゴロヴニンの時代・内務大臣ヴァルエフの時代——に区分できる。上述した「中途半端である」との評価は、これら政策担当者、具体的には前二者とヴァルエフの間に思想的な断絶を認めるところから導かれる。しかし、これは妥当ではない。本論では、第一に帝政寄りの世論創出という目的から検討すると、検閲改革の遂行にあたって政策担当者の目的には変化がなかったこと、第二に65年臨時出版規則がこの目的に合致する形で制定されたことを示して、中途半端であるとの評価に疑義を呈したい。そのために、はじめに検閲の具体的な手法と「大改革」に至るまでのロシアの検閲制度を整理し、以下の三章で検閲改革の過程を追う。そして結論で、検閲改革から見た「大改革」の局所的な性格づけを試みると共に、農奴制廃止後の新しい社会秩序のもとで新検閲制度は何を生み出したかについて少し触れたい¹²。

1. 検閲の手法と運用状況

(1) 検閲の手法

近代ヨーロッパにおいて、当局によって行われる検閲には、直接的手法と間接的手法の2種類がある。直接的手法に属するのがライセンス制・事前検閲・事後検閲であり、間接的手法にあたるのが保証金積立制度・特別課税制度である¹³。

ライセンス制は、定期刊行物を創刊する際に、出版者（場合によっては印刷者も）に検閲機関からの許可をとることを義務づけた制度である。また、事前検閲制度は、印刷前の草稿を検閲官が審査する制度である。18世紀末に至るまでは国家と教会の両者が行っていたが、次第に国家のみが運用することになる。19世紀を通じて、国家が教会の支持を得たい場合に教会の検閲権を復活させるケースも見られる。

この二つの制度はいずれも当局にとって不都合な言論活動をその出現前に食い止め、当局が信頼する人物のみに出版活動を限定するための制度であり、併用されるのが一般的であった。しかし市民社会の発達と共に事前検閲制度は倫理的に問題視されるようになった上、出版業の発達による出版物の増加によって、全ての草稿の審査が事実上不可能になったため、ヨーロッパ各国でおおむね19世紀中に廃止され、同時にライセンス制も撤廃された。

そこで導入されたのが事後検閲であり、印刷後、その出版物の配布前あるいは配布時に1部を検閲機関に提出させ、検閲官が審査する。事前検閲と事後検閲の決定的な相違は、検閲を通して世に出た出版物が問題を起こした際、前者では通した検閲官の責任になったのに対して、後者では出版者に罰が科される点である。出版者が罰を受けることから、事後検閲は懲罰的検閲とも呼ばれる。ただし出版者が受けるのは基本的に司法処罰であり、出版者が法廷で自身の言論に責任を持ち、自己の主張を開陳できるという意味で、言論の自由への前進・緩和と呼ぶことができる。言論の自由を初めて容認したイギリスでは、あくまでこの原則が守られた¹⁴。これに対して、当局は発行禁止などの行政処分を付け加えて、言論誘導を試みるべく出版活動と格闘した。その代表例がフランスであり、ルイ・ナポレオンによる1852年の出版法では、「内務大臣・県知事は問題のある新聞・雑誌に警告でき、3回警告を受けた定期刊行物は2ヶ月の停刊になる、た

だし共和国大統領は警告の回数によらずいつでも停刊を指示できる」と定められた。これは司法に依らない行政処罰を可能にする新機軸であり、ロシアの検閲改革はこの法令を参考にすることになる¹⁵。

間接的手法にあたる保証金積立制度とは、創刊時に出版者が一定額の保証金を準備することを義務づけたものである。当局のもとで積み立てられた保証金は、出版者の罰金支払能力を確保するためのものとされたが、同時に、出版者を富める者に限定して言論を穏健なものにとどめる方策でもあった。特別課税制度とは印紙税にあたり、主に、低価格で大量発行される新聞に適用された制度で、新聞・掲載廣告・紙などに課税することで新聞の価格を引き上げ、低所得階級が入手することを阻んだ。

以上、検閲の基本的な手法を確認したが、19世紀ヨーロッパにおける画期は事前検閲制度から事後検閲制度への転換であった。各国の事前検閲・事後検閲の廃止年に着目すると、表1のようになる。唯一17世紀中に事前検閲を廃したイギリスでは、事後検閲への転換は司法の場で自身の言論に自身で責任を取ることだけを意味した。ところがフランスを代表とする他のほとんどの国では、行政処罰の手段が加えられた。19世紀ヨーロッパでは、未だ言論の自由は実現されたものではなく、当局が効率的なシステム構築を模索しつつ公然と言論の管理を意図していた段階だったことが確認できる。

(2) ロシアの検閲制度前史¹⁶

ロシアでは、最初の印刷本が現れたのは1564年のことであったが、印刷技術の普及が遅れ、社会に影響を与える言論活動は存在しなかったため、しばらくは検閲制度成立の必要性がなかった。

出版活動と検閲制度に先鞭をつけたのは、やはりピョートル一世（位1682–1725）であった。彼は1708年、教会スラヴ語をもとに俗体活字を制定し、実際的な新しいロシア文章語が定着させる大きな契機を作ると同時に、印刷新聞をも発行した¹⁷。世俗文字と萌芽的な新聞の出現が18世紀に入ってからであり、しかも「上から」のものだったことは、ロシアの特質として留意すべきであろう。一方でピョートルは、許可のない出版活動を禁じ（1720）、宗務院に宗教書の事前検閲を認めた（1721）。またプレオブラジエンスキイ委員会（Преображенский приказ）と警察機関に、不適切な発言をした者を不敬罪で逮捕する権限を与えた。しかしこの時代には個人の出版活動発生の土壌がなく、独立した検閲組織は不要であった。

エカチェリーナ二世（位1762–1796）は出版を啓蒙の手段とみなし、1771年以降帝国内のドイツ人にロシア語以外での私的出版を順次許可した。さらに1783年、帝国内の私的出版を完全に認め、警察機関がこれを監督することとなった。しかしこの時期、国家勤務が緩和されていた貴族は、幼少時から西欧的教育を受け、国家から離れた「個人」を確立させてインテリゲンツィヤの源流を生み出していた。そこで私的出版が認められた結果、女帝の前に反抗的な言論が出現する。ノヴィコフの風刺的な言論活動と、ラジーシュエフの農奴制批判の書『ペテルブルクからモスクワへの旅』である。両者に対する

る女帝の措置は、同時期に起きたフランス革命の衝撃も加わり、前者が投獄、後者がシベリア流刑であった。そして 1796 年、警察機関に代わって検閲を行う新機関が設置された。ここにいたって初めて、ロシアで検閲の専門機関が誕生したのである。検閲機関は、モスクワ・ペテルブルク の両首都では元老院に置かれ、地方都市リガ・オデッサ等では県知事のもとに設置された。各機関は、①宗務院、②科学アカデミーまたはモスクワ大学、③元老院のそれぞれから出された検閲官計 3 名より構成された。エカチェリーナの態度の硬化は私的出版活動の成長を止める。抑圧的傾向はつづくパーヴェル一世時代も継続された。

だが、強化された検閲がどれほど機能を果たしたのかには疑問を覚える。なぜならこの段階では、ロシアの出版文化の未成熟から、取り締まるべき出版物—特に、影響力の強い定期刊行物の数が極度に少ないからである。表 2 はアレクサンドル一世期の定期刊行物数であるが、その初年の数値からは、パーヴェル時代が終わった時点で定期刊行物の出版活動がごく低調だったことが読み取れる。

これを受けたロシア独自の特徴を見せるのが、アレクサンドル一世（位 1801–1825）の検閲政策である。彼はパーヴェル帝の過度の規制を撤廃し、1802 年に創設された国民教育省の中央学校管理局（Главное управление училищ）に検閲業務を担わせた。検閲が警察機関ではなく教育省に委ねられたことは、アレクサンドル一世が検閲によって文化・教育水準の向上を図ったことをよく示している。さらに 1804 年の検閲法では¹⁸、検閲の実務にあたる検閲委員会を、当時存在していた 5 大学に設置すると定めたが¹⁹、これは教養ある人物によって、事前検閲段階で草稿に指導を加えるためであった。また、「神の法・政府・倫理・個人の名誉を損なうものは禁じられたが、「節度ある真理の研究は検閲の制限を受けないだけでなく、教育の成果を高めるための刊行の完全な自由をも享受する」との条項も存在していた。1804 年法は、きわめて「教導的な」検閲法だったと特徴づけられよう。こうして出版文化育成の土台が整うと 1801 年から 1806 年の間に 83 の新しい定期刊行物が創刊されたが、多くは一、二年で姿を消した。この事実も出版文

表 1 ヨーロッパ各国の検閲廃止年（～1914）

	事前検閲の廃止年	事後検閲の廃止年
イギリス	1695	1830 頃
スウェーデン	1809	1838
ノルウェー	1814	1814
フランス	1814	1881
オランダ	1815	1848
ベルギー	1830	1830
ポルトガル	1834	1852
スペイン	1837	1883
イタリア	1848	1900 頃
スイス	1848	1830 頃
ドイツ	1848	— ¹
デンマーク	1849	1846
ロシア	1865 (1905) ²	—
ルーマニア	1866	1866
オーストリア	1867	—
ハンガリー	1867	—
セルビア	1869	1903
ブルガリア	1879	1914 以前 ³

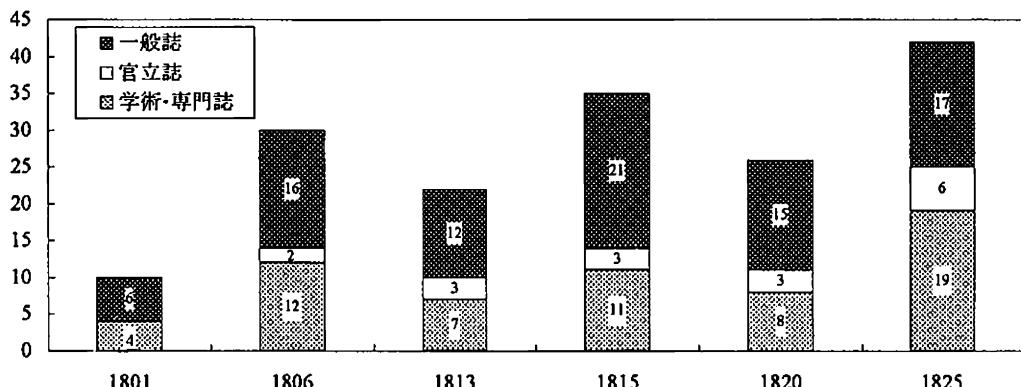
R. J. Goldstein, *Political Censorship* より作成。

¹ ドイツ帝国、ロシア帝国、オーストリア=ハンガリー帝国では 1914 年以前には事後検閲は撤廃されず、帝国の解体を迎えた。

² カッコ内は完全撤廃の年。

³ 1914 年に至るまでに断続的に緩和された。

表2 アレクサンドル1世期の各種定期刊行物数（1801-1825）



Ruud, *Fighting Words*, p. 253 より作成。

化が未成熟であったということを示していると言える。表2からは1804年令が出された直後と治世末期に発行量の伸びが見られるが、治世の大半を占める時期ではほぼ横ばいであることがわかる。

つづくニコライ一世（位1825-1855）時代の検閲政策には、二つの画期がある。第一は1820年代であり、26年の検閲法では教育省に各地の検閲機関を統括する最高検閲委員会（Верховный цензурный комитет）を新しく創設、28年の検閲法ではこれを中央検閲局（Главное управление цензуры）に改組すると同時に、エカチェリーナ時代の規制への回帰を行った。すなわち、いかなる出版物にも事前検閲を義務づけ、各省に検閲機関を置き、外国出版物については新たに独立した検閲機関を設けた。さらに秘密警察にあたる皇帝官房第三部にも、通常の機関とは別に検閲を実施させた。したがって出版者は二重の検閲を受けることになった。当時の検閲官ニキチエンコは全部で12の検閲専門機関があったことを書き留めている²⁰。ただし「抑圧」の象徴たる第三部は、1830年、48年の欧洲の革命、31年のポーランド反乱などの危急時以外は検閲権の行使を自制した²¹。また学術機関出身の検閲官が依然として採用されており、教導的性格も残している。さらに同年に制定された著作権法は、検閲機関が原稿と著作者の記録をとる制度ではあったが、横行していた海賊版を防いだため、40年代の出版業成長の一因となった。

ニコライ時代の検閲政策において、第二の画期にあたるのは1848年である。ヨーロッパの革命に危機感を覚えた皇帝は、既存の検閲組織に不安を抱き、新たな上級検閲機関であるブトゥルリーン委員会を設置した。これはサンクトペテルブルク帝国公共図書館館長ブトゥルリーンを議長とし、すでに検閲で許可されて印刷された出版物を吟味して、問題がある場合は著者・出版者、さらに許可した検閲官の処罰を皇帝に進言することを任務とした。懲罰的事後検閲の試みである。また、1850年の法令によって、検閲官の任用基準も大きく変わった²²。両首都の検閲委員会の構成員はこれまで、ペテルブルクでは5人中3人、モスクワでは4人中3人が大学から出された学者であったが、大学関係者がゼロになったのである²³。この時点で、アレクサンドル一世期の教導的検閲から決別したと言える。

「大改革」期までの検閲制度は以上のような変遷を辿っていた。ロシアの検閲は、長らく「教導的」性格を持っていたが、ニコライ時代末期より「検閲のテロル」と呼ばれる抑圧的状況になっていた。同時にロシアでは、検閲が取り締まる言論活動自体が未発達であった。ニコライ末期の情勢に閉塞感を覚えた開明官僚層は、西欧の検閲制度を参考にしつつ、この二つの特徴を対象として検閲改革を開始するのである。

2. 検閲改革——純開明路線の段階（1855—1861）

「大改革」開始後、検閲制度における最初の変更はブトゥルリーン委員会の廃止であった。手書き文学の横行と外国書籍の流入に対処しきれず²⁴、ニコライ末期の抑圧の方針が撤回されたわけである。この結果、1828年法が定めた教育省の中央検閲局が、再び検閲機構の中心となった。

また、この時期、それまで政府系の2誌（『ロシアの魔兵』[Русский инвалид] と『海軍選集』[Морской сборник]）にしか許されていなかった戦況報告の掲載が、『現代人』（Современник）と『祖国雑記』（Отечественные записки）をはじめ、民間の他誌に許可された。

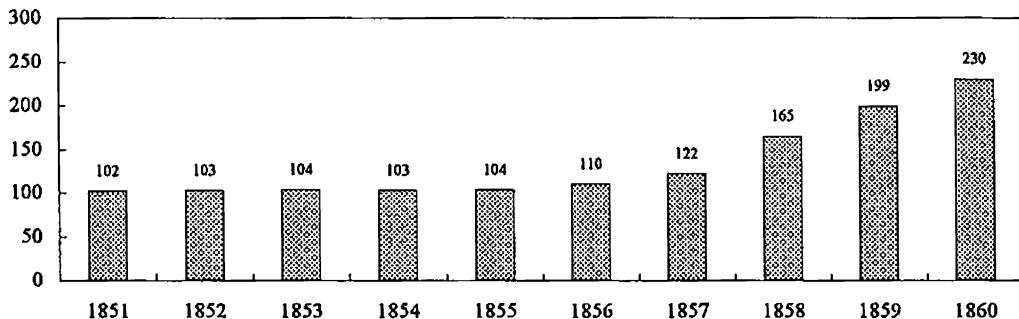
さらに重要な変更は、定期刊行物の新規創刊が許可されたことである。この結果、定期刊行物の発行数は爆発的な伸びを見せる（表3）²⁵。

これら3つの政策の背景には、懸案事項について政府外の人々に論議することを許可し、そこから政府に有益な意見と支持を得たい、とする開明官僚たちの要望が確認できよう。前章で見たように、「大改革」期以前のロシア社会では出版活動が低調であり、世論がいまだ確固としたものとしては存在していなかった。そこから開明官僚は、政府寄りの世論を創出して帝政の支持基盤にする、という新しい社会秩序を構想したのである。したがって検閲改革は緩和から始まった。その強弱は改革の進展につれて変化するが、これは社会情勢の変化に応じて世論形成層への信頼度が変化したからであり、世論形成という目的自体は当初の段階と変わることがなかったと考えられる。以下、年次を追ってさらなる改革過程を見ていこう。

「大改革」における主眼は農奴制の廃止であり、1857年1月3日、農民問題秘密委員会が設置されたものの、委員会の構成員をはじめ全国の地主貴族の大半は農奴制廃止に賛意を示さず、審議は難航した。そこで地主貴族を引き寄せる手段としてツアーリと開明官僚が考えたのが、農民問題の誌上での討議を許可することである。政策審議の情報を公開して討議を活発化させ、地主貴族にさまざまな見解に触れさせて解放政策の有用性を理解させようとする試みであり、58年1月16日に「理論的・歴史的・統計的・経済的著作を、支配階級向けの雑誌に、政府の意図にしたがって討議することにかぎって」²⁶認可した。誌上で農民問題を論じるのはラジーシュエフ以来タブーであり、画期的な方針転換であった。

この政策において注目すべきは、情報を公開すれば世論は必ずツアーリ政府に味方して悪しき言論は駆逐される、というごく楽観的な信念をツアーリと政策担当者たちが持っていたことである²⁷。1858年の施策は、55年の改革開始から検閲・出版政策の基調をなしてきた楽観的信念の顕著な発現であった。本論ではそれを、純開明路線と呼ぶ²⁸。

表3 19世紀中葉の定期刊行物数（1851-1860）



Ruud, *Fighting Words*, p. 254 より作成。

この路線のもと、さらに二つの施策がとられる。

第一は、1859年1月に設立された「出版問題に関する委員会」(Комитет по делам книгопечатания)である。これは、外交官として西欧社会に長く接したチュッチャフの発案であった²⁹。彼は、『鐘』をはじめとする亡命者ゲルツェンの自由ロシア出版所の影響力が大きいのは、無検閲でいかなる思想をも掲載して³⁰自由討論を許可しているからだとして、対抗して、検閲法の制限を受けない国外に政府の無検閲出版所を設立し、出版活動を行うよう提言した。それによって政府を支持する世論の形成を狙ったわけで、典型的な純開明路線の施策である³¹。しかしこの計画は第三部長官ティマーシュが、誌上の討論で政府の見解が論破されることを怖れたため、国内での半官製出版物の発行所設立計画に縮小された。そして最終的には、他の西欧諸国にも存在した「出版局」(press bureau)のロシア版としての機能を持つにとどまった。これは検閲機関には属さず、新聞・雑誌の論調を政府にとって望ましい方向に誘導することを目的とした。当初の計画が縮小されたとはいえ、アレクサンドル二世は、この委員会がいかなる締付け政策をもとらないよう要望していることを、強い口調で述べている³²。ところがこの委員会はメンバー³³間の意見の不一致により、何の成果もあげられなかつた。そして早くも11月には中央検閲局に吸収されることになった。

第二の施策として、同月に、中央検閲局が教育省から分離されて特別検閲委員会(Специальное министерство цензуры)と改称された。新機関の長にはコルフが任命され、彼はリベラルな検閲制度を創ることを出版者に約束して信頼を得ようとした³⁴。そして1860年1月には、新機関が宗務院の検閲機能以外全て、外国検閲委員会の機能をも吸収し、地方の出版も監視する、とのコルフ起草の法令が出された。だが予算問題で折り合わず、結局彼は成果を残さず辞職した。

これを受けた60年1月、ツァーリは検閲機関を教育省に戻して再び中央検閲局とし、「出版問題に関する委員会」はこのときに廃止された。こうして、純開明路線にしたがって行われた二つの施策は、いずれも失敗に終わった。

一方、社会情勢は農村の緊迫とともに、1859年より大学紛争が激化して深刻な状況に陥っていた。また、58年の純開明的施策である農民問題討議に際しては、「政府の意図にしたがって」議論をすることと定められていたが出版者は従わず、リベラル勢力のみ

ならず革命派までもが、自分たちの言論が政府の改革に影響を及ぼせるとの幻想を抱いた³⁵。その結果チャルヌイシェフスキイが政府案よりはるかにラディカルな農奴解放案を『現代人』誌上で展開し、第三部が彼を監視するという事件が起こった³⁶。

かかる情勢を受けて、教育大臣に保守派の軍人プチャーチンが就任し、強硬手段をもって大学紛争をおさめようとした³⁷。また彼は、検閲制度の変更を提言した。すなわち検閲機能の内務省移管と、保証金積立制度設立、そして事前検閲から事後検閲への転換である。教導的検閲を担っていた教育省の長たるプチャーチンが、検閲権を完全に手放して内務省に移管することを望んだのは、検閲の性格を教導ではなく統制に向けるためであった³⁸。

ここに検閲政策における55年以來の純開明路線は大きな転換点を迎えた。さらに、総委員会に付設された法典編纂委員会の草案が、糺余曲折をへて61年2月19日に農奴解放令として発布されると、農民改革が最大の目標だった開明的路線は求心力を失う。そして農奴解放令への不満から、社会情勢はいっそう緊迫することになった。改革ムードの失速・検閲緩和の失敗により、検閲改革における純開明路線は終わり、次の段階を迎えたのである。

3. ゴロヴニンからヴァルーエフの時代へ（1862—1863）

厳しい社会情勢を受けて改革路線を修正する役割を負ったのは、農奴制廃止後の61年12月に教育大臣となったゴロヴニン、同年4月に内務大臣となったヴァルーエフであった。ゴロヴニンは開明派の代表と目される人物であったが³⁹、この時期の彼の施策は必ずしもそのレッテルと一致せず、この間に検閲権の教育省から内務省への移管が完了することとなる。

62年2月、大臣評議会への提議でゴロヴニンは、自分の検閲改革計画を述べた⁴⁰。まず、よき著作者と悪しき著作者の区別をし、よきものとは友好的な関係を作るべく、助成金を与えるなどの措置をとるべきこと、また、教育省下にある検閲機能を内務省に移管すること、そして各省の検閲機能を廃することを提案している。抑圧的検閲の必要性を認識して「ムチ」の役割はすべて内務省に任せ、教育省では本来的な啓蒙事業に専念することを意図している。内務省に移された検閲局は、検閲官の仕事と著作者の思想をチェックするために出版後の印刷物を点検する、として事後検閲を要求する一方、印刷前に検閲を行う機関も維持すべきだとしており、折衷型システムを彼は描いた。この提案は承認された。

大臣評議会への提議以前に、ゴロヴニンはペテルブルクの編集者たちに意見を求め、これを『検閲改革に関する多様な人々の意見』(Мнения разных лиц о преобразовании цензуры)として政府内で刊行していた。編集者たちは、司法制度を取り込んだ懲罰的検閲システムと、出版者が検閲の調査業務に参与できることを求めたが、ゴロヴニンは上述の提議ではまったく聞き入れていない⁴¹。

3月には中央検閲局が廃止され、移行措置として教育省には教育省特別事務局が、内務省には出版問題審議会が設置された。この段階ではゴロヴニンは、検閲の実務にあたる各地の検閲委員会に直接の影響を及ぼすことを意図した⁴²。

そして同月、ゴロヴニンは検閲法の改革審議のためオボレンスキーを長とする委員会を設置した。ゴロヴニンは委員会に対して、正教・道徳・帝政・個人の名誉を守る法を起草し、どの出版物が検閲を免除されるべきなのか、あるいは全ての出版物に自由が与えられるべきなのか、さらに、行政処罰の規定を導入することなどを審議するよう指示している⁴³。

そして 62 年 5 月、「出版に関する臨時規則」が定められた⁴⁴。これは検閲改革のこの段階での到達点であり、「1828 年から 61 年の間に出了された多くの決定の代わりに施行される」(XIII) と記されている。そこでは言論活動制御のために、掲載禁止項目が具体的に挙げられた。このうち注目すべきは、法制化される前の政府の問題を掲載するのを禁じた条項 (VIII) である⁴⁵。つまり当局は、55 年以来認めて育成する方向にあった政府外での改革論議を禁じたのである。

以上のように、かつての開明官僚の筆頭ゴロヴニンはこの時期、統制的な施策を必要だと考えていた。しかし彼にはやはり新聞・雑誌への信頼感があった。ゴロヴニンが事後検閲導入を主張したのは出版活動の統制のためばかりではなく、事前検閲は新聞・雑誌から不必要な反発を買うから廢すべきだ、と考えたからであった⁴⁶。また 62 年には、国外から帝政批判を強力に繰り広げるゲルツェンに言及した印刷物の出版解禁を進言し、ツアーリに受け入れられている。これはもちろんゲルツェンに対して批判的な言論が育つのを期待したためであり、ゲルツェンに反対するパンフレットをロシア中の書店に置くことも企画している⁴⁷。背景にあったのは依然として、開明官僚特有の自由討論へのこだわりであり、反対派を論破すれば帝政支持の世論を強化できる、との思想であった……と言えよう。

このようなゴロヴニンに対して、ヴァルーエフは次のような評価を下している。「彼(ゴロヴニン) からは未来のために多くを期待してはならない。彼の教条的・非実用的かつ自己満足の頭脳は、急速に動く激変の時代に順応できない」⁴⁸。「(ゴロヴニンは) 有能力で、追従屋、教条的、冷酷、エゴイスティック、そして魅力に乏しい」⁴⁹。また、検閲・出版政策については次のように評している。「私は出版の自由の不可欠性についてゴロヴニンと意見が一致していたが、この自由のもとで、唯物主義と民主主義のプロパガンダが何ものにも妨げられずに成長する場を与えるということは理解できなかつた」⁵⁰。そして検閲政策運営において、彼の行動は「皇帝をはじめとして(大臣評議会に) 居合わせた者に悪印象を与えた」⁵¹。

当時、社会情勢は緊迫の度合いを増していた。臨時規則が出された後、62 年の 5 月末にはペテルブルクで大火があり、アナキストの陰謀との噂が広まって恐怖感が増幅された。この情勢を受けて、ラディカルな『現代人』、『ロシアの言葉』(Русское слово) 誌が 62 年法に基づき一時停刊処分を受け、6 月には『現代人』のチエルヌイシェフスキイが第三部に逮捕された。彼の反政府的言論を排除するために、ゴロヴニンは以前、旅券提供を申し出て彼の出国を要求するという好意的対応を取っていた⁵²。このような姿勢から、緊迫情勢の 62 年を通じて、ゴロヴニンはツアーリの支持を失っていった⁵³。

こうした中、11 月にオボレンスキイ委員会が検閲法改革について答申を出した。委員会はドイツ・フランス・ベルギーの出版法を検討して事前検閲・事後検閲双方の欠点を述べた上で、①320 ページ以上の書籍、政府刊行物、学術機関の出版物、ギリシャ・ラ

テン語の著作②内務大臣の許可を受けた定期刊行物は、事前検閲を免除すること、ただしその場合でも事後検閲を受けることを義務づけるよう提案した。そして、最高検閲機関にあたる新機関「中央出版局」は内務大臣の管轄下に置かれることが構想された⁵⁴。あくまでも内相を中心としたプランであったと言える。

内務省に検閲機能を移管することを計画してきたゴロヴニンだったが、この答申には反対し、ツアーリに「オボレンスキイ委員会の提案は 1862 年の数々の事件への過剰な反応であり、平穏な時勢には適さない。内務省による検閲は政府と忠実な出版者の間に憤激を引き起こすだけである」と主張した⁵⁵。しかしツアーリに権限委譲を勧められ、63 年 3 月にゴロヴニンは検閲権を手放した。

これと同時にオボレンスキイ委員会は内務省下に移り、内務大臣ヴァルーエフのもとで新検閲法の草案作りを続けた。そこでヴァルーエフは、行政処罰を導入する必要性、行政処罰は内務大臣の権限とすることの必要性を示した。これは前述したフランスの 52 年出版法の眼目にあたり、ヴァルーエフは革命後の社会を統制したルイ・ナポレオンの手法を持ち出したのである。その結果オボレンスキイ委員会は、62 年の答申に罰金・停刊・発禁処分を課すフランス型行政処罰の導入を付け加えた形の提案を、63 年 5 月に行つた⁵⁶。

先行研究が検閲改革を中途半端とするのは、一つには、このゴロヴニンとヴァルーエフの段階で純開明路線が貫徹されていないことに注目したからである。しかしこれは妥当であろうか。たしかに純開明路線は見直されたが、それは現実の社会情勢に対応するための当然の方策であり、帝政を支持する世論の創出という目標はあくまでも維持されていたのである。世論形成層への信頼度が変化したにすぎない。さらにもう一つ、検閲改革の実権がヴァルーエフの手に移ったことをもって改革の後退とする見解がある⁵⁷。これはもまた適当であろうか。次章では、ヴァルーエフの政治思想を視野に入れつつ 65 年の出版規則を検討する。

4. ヴァルーエフと 1865 年臨時出版規則

ヴァルーエフは地主貴族寄りの農民改革案を主張したことなどから従来「保守派」とされてきたが⁵⁸、実際にはより複雑な思想を持った人物である⁵⁹。彼は、農奴制廃止後の新社会体制のもとで政府支持の世論を構築して帝政の基盤を固める、という開明官僚に共通する構想を持っており、終生にわたる身分制代表機関設立の要求⁶⁰、内務省誌『北方通信』(Северная почта) の発行⁶¹、民間誌『現代』(Наше время) 等への資金援助による言論誘導など⁶²、出版活動を積極的に利用した。「出版を行政手段として受け入れつつ、反抗的言論に言論を以って対抗した唯一の大臣」と言えるのであり⁶³、彼のもとに移った検閲改革がそれ以前と断絶していると考えるのは不自然である。

では検閲改革の到達点 1865 年 4 月 6 日の臨時出版規則について、その内容を要約しよう⁶⁴。

まず、事前検閲を免除される出版物として、帝国内全域における①政府の出版物②アカデミー・大学・教育機関の出版物③古代言語で書かれた書物とその翻訳書④図面・設計図・地図、両首都ではこれに加えて①出版意図を明記した全ての定期刊行物②全紙 10

ページ以上の国内出版物③全紙 20 ページ以上の翻訳書が挙げられた (№41988, I) ⁶⁵。

事前検閲を免除された出版物が法に抵触した場合は訴追を受ける。また、危険な傾向のある定期刊行物は特に定められた法律によって行政処罰に付される (№41988, II)。検閲と出版問題の管理は、内務省に新設されて内務大臣に監督される中央出版局 (*Главное Управление по делам печати*) が行う。その任務は、① (下部組織たる) 各検閲委員会・特別検閲官の監督、彼らから出される問題の解決②事前検閲免除の出版物の監督、違法行為の探査、下部機関が行わない場合における違法出版の訴追、事前検閲免除の出版物への警告に関する事柄③印刷所・石版印刷・銅板印刷・印刷機器の製造施設・書籍取引といったものの監督である (№41988, III)。

定期刊行物とは、新聞・雑誌と、同一タイトルで年 2 回以上発行される選集 (*сборники, собрания*) であると定義され (№41990, II-1)、その発行にあたっては内務大臣の許可を必要とし、タイトル・内容・日付・価格と、出版者と編集長の氏名・住所一複数人の場合は全員分、そして印刷所について申請しなければならない。許可を受けない出版物や不適な記事には 50 ルーブルの罰金が課される。許可の有効期間は 1 年である (№41990, II-4~9)。

さらに、事前検閲を受けるもの・学術的なもの・政府刊行物を除いて、全ての定期刊行物は中央出版局に保証金を支払う。その額は、週 6 回以上出版されるものは 5000 ルーブル、それ以外は 2500 ルーブルである (№41990, II-16, 17)。

内務大臣は定期刊行物に警告を発することができる。3 度の警告を受けた場合、その刊行物は最大で 6 ヶ月の停刊処分となる。一時停刊ではなく発行禁止が必要と判断した場合、内務大臣はこれを元老院第 1 部 (*1-й Департамент Правительствующего Сената*) に提起することができる (№41990, II-29, 30)。

出版問題における司法の役割については、処罰を軽減する権利が法廷に認められ、また判決を受けた翌号で、定期刊行物は判決文を、反論することなしに記載しなければならない (№41990, III D-8, 19)。出版が禁じられる内容は 1862 年の時限法の規定をうけついだ⁶⁶。

以上から分かるように、この法令は、大部分の出版物の事後検閲への移行・行政処罰の確保・ライセンス制や保証金積立制度などの間接的手段の確立という総合的な内容であり、制度としては決して中途半端ではない。65 年法は、訴追された出版者が法廷で自身の見解を開陳できるという、ある種の言論の自由を保証する事後検閲と、当局による言論誘導のための行政処罰を兼ね備えた、政府にとってのこの段階での必要性を充分に満たした法令だったと言えよう。世論の創出と、それを帝政寄りに維持するという、改革当初からの目標が形となつたのである。

ただしヴァルーエフは、楽観的信念を有したゴロヴニンら開明官僚と異なり、世論を生み出す社会に対して不信感を持っていた⁶⁷。社会の一部は反政府的であり、一部は不確定であると考え、反対勢力を軽視することはなかった。翌 66 年、ヴァルーエフは追加法令によって行政に司法が従属するべく制度を改変する。これは違反出版物に対する行政と司法の見解が食い違つたこと、革命派の言論が開明的な司法制度で身を守るおそれがあったことによる⁶⁸。この結果、内相による警告が重要な役割を果たすようになった。ヴァルーエフの統制的な方策に、検閲官ニキチエンコは「彼（ヴァルーエフ）は巨大な

計画を考えているようだ。それは文芸における全てのよからぬ意図を排すること、それらをすっかり体制に忠実にしてしまうこと、つまり、できないことをすること、おそらくニコライ・ペーヴロヴィッヂ（ニコライ一世）もしようとは思わなかつたことなのだ。」と述べ、ヴァルーエフ側の人物がこの制度転換を「解放」と賞したのを聞くと「なんと驚くべき解放だ！そしてそのときすでに物事は新しい秩序に向かつた。どんな？－ヴァルーエフ式だ！」と痛烈に皮肉っている⁶⁹。こうした記録から、ヴァルーエフの手に検閲改革が移ったことを改革の後退・挫折とする見解が現れるのであろう。

しかし本章で指摘してきたように、ヴァルーエフは出版活動の影響力を充分に認識していた人物で、帝政寄りの世論構築という目標を開明官僚と同じように掲げていた。そして実際、彼のもとで作成された65年法は、この目標を満たす形で完成された。開明官僚との相違は、世論形成層への信頼度の低さである。しかし、ヴァルーエフは「出版活動を、制服のように裁断してはならない。強制や命令などはよき言論を生み出さず、よからぬものに終止符を打つこともできない」と書き記している⁷⁰。そして実際、彼の警告発動数は後任の内相と比べるとかなり少なかった⁷¹。ニキチエンコの危惧はそれほどあたらなかつたと言えよう。

したがって、検閲改革は、純開明路線の時代からゴロヴニンを経てヴァルーエフに至るまで、一貫した目標のもとで行われた。そして65年臨時出版規則によって一定の成果を生み出し、さらに目的に合致させるべく66年の追加法令で改変が加えられたのである。

結論

ニコライ一世期末の行き詰まりを打破すべく始められた「大改革」において、検閲改革は未成熟な世論を帝政の支持基盤として育成することを目的とした。農奴制廃止を筆頭に大胆な社会変革が行われる中、ツアーリと開明官僚が思い描く新しい社会秩序を構築するために、検閲改革はその重要な一翼を担っていたのである。

本論で見たように、その過程においては、たしかに当初の純開明路線は貫徹されなかつた。しかし実際の社会情勢に鑑みて改革の方針を変更することは現実的であり、これを挫折と評価するのは「リベラル改革は完遂されるべきものだった」との「大改革」欠如論的な視角、あるいは「言論の自由を阻害する検閲は廃されるべき」との西欧的価値基準に基づいた固定観念に影響されていると言えよう。検閲改革は、55年に定期刊行物の新規創刊が許可されてから、帝政を支持する世論の構築という一つの目的を追求しつづけ、65年臨時出版規則でその目標実現のための体制一世論が成長するためのある程度の自由と、それをコントロール下に置くための行政処罰を整えたのである。そして検閲改革の性格から考えると、「大改革」は少なくともこの分野においては、固有のシステム創出を目指したものであったと考えることができよう。

検閲改革が帝政寄り世論の創出を狙って作り上げた制度は、70年代に入って、新聞の爆発的普及を軸にロシア社会に種々の世論グループを誕生させる一因となつた。しかしそれら世論グループは、検閲改革で開明官僚が期待した通りの動きを見せたのであろうか。農奴制廃止後の新社会秩序を、これらの世論層はどのような形で構成していたのだろうか。そしてそれに対して、次代のアレクサンドル三世の「反改革」はいかなる対応

をとったのだろうか。こうした問題については、稿を改めて取り組みたい。

《註釈》

- ¹ 帝政末期の自由主義的歴史家が、諸改革の意図に対して賞賛をこめて命名した。その代表がジャンシェフで、彼の著書 *Эпоха великих реформ* (『大改革の時代』1892年) は守旧反動派たる地主勢力と戦って一連の改革を行った自由主義派の進歩的ヒューマニズムを賛美することに力点がおかかれている。したがって「大改革」とは価値判断の含まれる名称なので、本論ではかぎ括弧を付けて用いることとする。和田春樹「ロシアの〈大改革〉時代」『岩波講座 世界歴史』第20巻、1971年を参照。また、1855年に始まる「大改革」時代は、狭義ではカラコーゾフによる皇帝暗殺未遂事件で政府が「反動」化する1866年まで、広義ではアレクサンドル二世の治世全体、ロリス=メリコフの改革が行われる1881年までが含まれる。検閲改革は55年からの10年間に行われたため、本論では狭義の範囲を対象とする。
- ² 改革当初の自由主義の方針に賞賛をもって「大改革」と名づけた見解からは、その意図が実現されなかつたことに失望が広がるわけである。西側の研究にも色濃い潮流であり、たとえばエモンスは、ロシアの官僚制はウェーバーが説く眞の官僚制ではないゆえにツァーリは権力を維持し、その結果農奴解放は不完全に終わってロシア革命への筋道をつけた、とする。T. Emmons, *The Russian Landed Gentry and the Peasant Emancipation of 1861*, Cambridge, 1968.
- ³ オルロフスキイは、ロシア固有の状況を理解するために内務省の役割に注目した。フィールドは農奴解放をはじめとする改革の遂行において、「よきツァーリ」というツァーリへの信頼感・神話が農民・貴族の反発を和らげたという特殊な現象に触れている。和田は経済的諸改革に注目して、「大改革」が資本主義育成促進への転換という意義を持つと認めるに同時に、他の諸改革と社会への影響を包括的に捉えようとしている。また、ソ連期の研究者ザイオンチコフスキイの、豊富なアルヒーフ史料を駆使した諸研究がこうした西側の研究に与えた影響も重要である。D. T. Orlovsky, *The Limits of Reform: The Ministry of Internal Affairs in Imperial Russia, 1802-1881*, Harvard Univ. Press, 1981; D. Field, *The End of Serfdom: Nobility and Bureaucracy in Russia, 1855-1861*, Cambridge, Mass., 1976; 和田春樹「ロシアの〈大改革〉時代」; П. А. Зайончковский *Отмена крепостного права в России*, М., 1954.
- ⁴ B. Eklof, J. Bushnell, and L. Zakharova, *Russia's Great Reforms, 1855-1881*, Bloomington and Indianapolis, 1994, p. vii.
- ⁵ 検閲改革についてはロシア・西側共に研究が存在しているが、日本では「大改革」の一分野としての関心はあまり払われてこなかった。通史の概説書を例に挙げるならば、1961年の筑摩書房『世界の歴史』では記述がなく、1971年の『岩波講座世界歴史』では二行ほどの扱いであり、1994年の『世界歴史体系 ロシア史』で独立した一改革として概略が述べられた。しかし近年では、大矢温による専門的諸研究がある。岩間徹「ロシアのインテリゲンツィア」『世界の歴史』第14巻、筑摩書房、1961年; 和田春樹「ロシアの〈大改革〉時代」; 鈴木健夫「〈大改革〉」田中陽兒・倉持俊一・和田春樹編『ロシア史2』山川出版社、1994年; 大矢温「グルツェンの自由出版所活動と政府の検閲政策」『ロシア史研究』56号、1995年、19~27頁、等を参照。
- ⁶ В. Г. Чернуха *Правительственная политика в отношении печати 60-70-е годы XIX века*, Л., 1989. С. 67; 大矢、前掲論文、24~25頁。
- ⁷ 検閲自体、西欧的価値観からすると言論の自由を阻むものとして負の評価をされやすく、検閲の存在を帝政ロシアの後進性の現れとする研究の流れがある。M. K. Lemke *Эпоха цензурных реформ*, СПб., 1904.; Ю. И. Герасимова «Отношение правительства к участии печати в обсуждении крестьянского вопроса в период революционной ситуации конца 50-х-начала 60-х годов XIXв.» (Революционная ситуация в России в 1859-1861гг. под ред. Нечкины, М. В., М., 1974, С.81-105); M. Choldin, *A Fence Around the Empire: Russian Censorship of Western Ideas under the Tsars*, Durham, NC, 1985など。

- ⁸ D. Balmuth, *Censorship in Russia, 1845-1855*, Washington D.C., 1979; Idem, *Censorship in Russia, 1865-1905*, Washington D.C., 1979; C. A. Ruud, *Fighting Words: Imperial Censorship and the Russian Press, 1804-1906*, Toronto, 1982, p. 148.
- ⁹ ごく近年ではロシアで、検閲をいずれの社会にも存在するものととらえ、制度のみならず検閲官をも対象とした調査を主張する活発な動きが現れている。個々の検閲官に着目するのは、法律通りには運用されなかった検閲制度の実態を考察する上できわめて有効である。У мысли стоя на часах...: Цензоры России и цензура, под ред. Г.В.Жиркова, СПб., 2000; Цензура в России: история и современность Вып.1, СПб., 2001.
- ¹⁰ ロシアの開明官僚はニコライ一世時代に現れた。ピョートル一世が創出した官僚制は貴族の勤務によるものだったが、彼らは地主でもあり、国家勤務より地主としての階級利益を優先させることが多かった。またニコライ期には行政機構が過度の形式主義に陥り、必要な情報がツアーリに上がらないという問題が生じた。ニコライ一世はこれを、直属の皇帝官房を設置し、その構成員に旧来の地主貴族とは異なるタイプの人材を選抜することによって解決しようとした。すなわち階級利益を超えて皇帝に忠誠を尽くし、義務感をもって勤務をこなす「新しい奉仕階級」を創出しようとし、そこから開明官僚が生まれたのである。彼らは土地・農奴を持たぬ小貴族出身で官僚としてのキャリアを第一と考える点、官僚制の腐敗・ルーティーン化を是正するべきであると考える点で共通していた。1850年代までに中央の各省にこのグループが生まれ、アレクサンドル二世時代の改革気運の原動力となる。W. B. Lincoln, 'The Circle of the Grand Duchess Yelena Pavlovna, 1847-1861', *The Slavonic and East European Review* 48 (1970), pp. 373-387; Idem, 'Russia's Enlightened Bureaucrats and Problems of State Reform, 1848-1856' *Cahiers du Monde russe et soviétique*, XII, No.4 (1971), pp. 410-421.; Idem, 'The Genesis of An Enlightened Bureaucracy in Russia, 1825-1855' *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, XX, No.3 (1972), pp. 321-330; Idem, *In the Vanguard of Reform: Russia's Enlightened Bureaucrats 1825-1861*, Northern Illinois Univ. Press, 1982.
- ¹¹ Idem, 'The Problem of *Glasnost*' in *Mid-Nineteenth Century Russian Politics*', *European Studies Review* 11 (1981).
- ¹² 検閲には軍事検閲・風俗検閲など多様な分野があるが、本論では定期刊行物に対する政治検閲を主要な対象とする。
- ¹³ R. J. Goldstein, *Political Censorship of the Arts and the Press in Nineteenth Century Europe*, Macmillan, 1989, pp. 39-54.
- ¹⁴ Ruud, *Fighting Words*, pp. 8-12 ; ユルゲン・ハーバーマス・細谷貞雄訳『公共性の構造転換』(未来社、1973年；原書初出、1962年)、87～88頁。イギリスは公論発達のモデルケースとなり、それゆえゲルツェンは、自由ロシア出版所を設立して無検閲の言論を本国ロシアに送り込む拠点として、ロンドンを選んだわけである。ロシア人亡命者の出版活動は以後、1917年に至るまでロンドンを拠点としつづけた。その中にはたとえばクロポトキンが加わっている。J. Slatter, 'The Russian Émigré Press in Britain, 1853-1917 (Bibliography)', *The Slavonic and East European Review*, 73 (1995), pp. 716-747.
- ¹⁵ Ruud, *Fighting Words*, pp. 12-14; I. Collins, *The Government and the Newspaper Press in France, 1814-1881*, Oxford Univ. Press, 1959, pp. 116-117; Goldstein, *Political Censorship*, p. 45 ; ハーバーマス前掲書、100～102頁。
- ¹⁶ Ruud, *Fighting Words*, pp. 38-96; Н. А. Гринченко «История цензурных учреждений в России в первой половине XIX века» (Цензура в России; история и современность С. 15-46).
- ¹⁷ 17世紀より、ロシアにはクーラントウイ（Куранты）と呼ばれる外国情勢を報じた支配階級向けの手書き新聞が存在していたが、ピョートルはこれを印刷して広く情報を広く民衆に周知するように求め、各官庁から情報を提供させて国内の記事をも掲載するよう指示した。ヴェードモスチ（Ведомость）と名を改めたこの出版物はピョートル時代以降も引き継がれ、1727年からは月2回刊、1800年以降は日刊になった。秋月孝子・秋月俊幸「ロシア最初の印刷新聞（ヴェードモスチ）」『スラヴ研究』32号、1985年。

¹⁸ ПСЗ, Собр. I:1649-1825, №21388 (июль 9, 1804), C. 439-444.

¹⁹ モスクワ・デルブルト（現タルトウ）・ヴィリノ（現ヴィリニユス）・ハリコフ・カザン。ペテルブルクは1819年まで大学がなかったため特別検閲委員会が置かれた。これ以外の地方では、現地の学校から検閲官が出された。Ruud, *Fighting Words*, p. 27.

²⁰ A. B. Никитенко Дневник, Л., 1955, Т. 1, С. 335-336 (Март 22, 1850).

²¹ Ruud, *Fighting Words*, p. 57. 特に1828年から31年まで第三部に勤務したフォン・フォックは文人と交友関係があり、好意的世論形成の方法を探った人物であった。

²² ПСЗ, Собр. II: 1825-1881, №24342 (июль 19, 1850), C. 644-645.

²³ I. P. Foote, 'Firing a Censor: The Case of N. V. Elagin, 1857', *Oxford Slavonic Papers (new series)* 19 (1986), pp. 118-119.; П. Фут «Санкт-петербургский цензурный комитет: 1828-1905. персональный состав» (Цензура в России: история и современность, С. 47-65).

²⁴ Чернуха Указ. соч., С. 63.

²⁵ こういったことから1850年代後半をもってロシアに世論が成立したとされる。Там же, С. 6.

²⁶ Герасимова Указ. соч., С. 83.

²⁷ Ruud, *Fighting Words*, p. 106.

²⁸ 保守的官僚の間には、純開明路線は進歩的言論を勢いづかせるとの慎重論が支配的であった。中央検閲局のブシェツヴァフスキイは、「О гласности в русской журнальной литературе」（「ロシアのジャーナリズム文芸における情報公開について」、1860年1月20日付）と題するメモの中で、情報公開は民衆の教育レベル・国情にしたがって多様性があるべきで、当時推進されていたイギリス型モデルにこだわるべきではない、なぜなら政策批判の言論が現れた場合、イギリスでは議会と民衆が選んだ議員が対応すればよいが、議会のないロシアでは官僚が対応せざるをえず、ひいては官僚を任命した皇帝の責任となるからだ、としている。Герасимова Указ. соч. С. 82; Lincoln, 'The Problem of *Glasnost'*, pp. 180-184. こうした動きから、農民問題を扱った記事は内務省が事前に点検することが定められるなど、この施策には後から制約が加えられていく。

Герасимова Указ. соч., С. 88, 92.

²⁹ 大矢温「Ф.И.チュッティエフと検閲改革」『スラヴ研究』41号、1994年；同「ゲルツエンの自由出版活動と〈Bureau de la Presse〉計画」『中央大学法学新報』100巻3・4号、1994年。

³⁰ 専制を擁護する言論だけは禁じられた。

³¹ ただし国外で無検閲出版を行うという発想はゲルツエンとチュッティエフの独創ではなく、当時開明的言論を展開しようとする者の間で常識的な手法だったと思われる。ロシア政府は1856年、西欧諸国に自国のよいイメージを流布すべく、ポッゲンポールを編集者にブリュッセルでフランス語半官誌『北ヨーロッパ』(Le Nord) を創刊していた。この雑誌には1859年以降、農奴解放に関する記事の欄が設けられ、ロシア国内から学者・官僚がさかんに投稿した。ゴロヴニンも、ヴァルエフにバルト地方の先進的農民改革についての論文執筆を依頼した際、ロシアの検閲はこの内容を許可しないだろうから自分が『北ヨーロッパ』に転送して掲載してもらう、と述べて実行している。国内で許可されないものが国外を経由すると掲載可能であるという事実は、ロシアの検閲制度の実効性を考える上で興味深い。Чернуха Указ. соч. С. 38.; Ф. А. Брокгауз, И. А. Ефрон Энциклопедический словарь, СПб., 1898, Т. 47, С. 22.

³² Никитенко Дневник, Т. 2, С. 72 (Март 11, 1859).

³³ アドレルベルク（議長）・ムハーノフ・ティマーシュ・ニキチエンコ・ヴァゼムスキイ・チュッティエフ。強圧的な前三者と開明的な残りの三者が対立した。

³⁴ Ruud, *Fighting Words*, p. 113.

³⁵ Герасимова Указ. соч., С. 105.

³⁶ チェルヌイシェフスキイは、政府が農民の土地なし解放か屋敷地つき解放かで揺れている時期に、耕地の償却案を掲載した。これはカヴェーリンが1855年に書いた手稿の抜粋であり、ツアーリは憤慨して日記に「カヴェーリンの忌まわしい記事」と記した。この一件で、当時皇太子の家庭教師だったカヴェーリンは解雇された。Там же, С. 89-90. 穏健派インテリゲンツияとしてニコライ末期に開明派官僚の勉強会を指導したカヴェーリンの失寵は、官僚たちの政策路線

変更に影響を与えたと考えられる。

³⁷ 騒擾状態のペテルブルク大学を、1861年の秋から閉鎖した。しかし反発を招き、事態は改善されなかった。D. Balmuth, 'Origins of the Russian Press Reform of 1865' *The Slavonic and East European Review* 47 (1969), p. 371.

³⁸ ツアーリは騒擾に不安を感じていたものの中道を保とうとし、ベルテの特別委員会に審議を任せるにとどめた。この委員会は事前検閲と事後検閲の併用など煮えきらぬ結論を出し、成果をあげなかつた。Ibid., p. 372; Чернуха Указ. соч., С. 66.

³⁹ 彼の教育大臣就任は出版者の間に、農奴解放を実現した改革が以後も継続されるかもしれない、との期待を引き起こした。また反開明派の政府高官らは、ゴロヴニンは政治に「リベラルな」公式を当てはめようとする浅薄な人物である、として反発した。たとえばゴロヴニンが検閲機関に就かせたフェオクチストフは、ゴロヴニンが意味をよく考えずに「リベラル」という語を使う、と批判している。C. A. Ruud, 'A. V. Golovnin and Liberal Russian Censorship, January-June 1862' *The Slavonic and East European Review* 50 (1972), pp. 199-201; Воспоминания Феоктистова: за кулисами политики и литературы 1848-1896, под ред. Ю. Г. Оксмана, Л., 1929, С. 131-132.

⁴⁰ Balmuth, 'Origins of the Russian Press Reform', p. 376.

⁴¹ Ruud, 'A. V. Golovnin and Liberal Russian Censorship', pp. 205-207.

⁴² 彼が盟友ツィエをペテルブルク検閲委員会の長に任命した事実も、この意図を裏づけている。Ruud, *Fighting Words*, p. 125.

⁴³ Balmuth, 'Origins of the Russian Press Reform', pp. 378-379.

⁴⁴ ПСЗ, Собр. II: 1825-1881, №38270 (май 12, 1862), С. 430-431.

⁴⁵ この他の禁止項目は、キリスト教の信仰・当局・皇室・基本的法典・道徳・個人の名誉と家庭生活に敬意を持たぬもの（I）、社会主義・共産主義（II）、階級や国家と社会の勤務への嘲笑（VII）であり、法令批判は学術書にのみ認められた（III）。違反の場合は最大8ヶ月の一時停刊や発行物の政治的権利剥奪という処分が課せられることとなつた。62年法は、65年の臨時出版規則に踏襲される。

⁴⁶ Ruud, *Fighting Words*, p. 125.

⁴⁷ Ibid., pp. 127-128.

⁴⁸ П. А. Валуев Дневник, М., 1961, Т. 1, С. 67 (9 февраля, 1861). ゴロヴニン批判の部分は日記の第2版では削除されていたのを、1961年刊のザイオンチコフスキー版が再録した。

⁴⁹ Там же, С. 137 (30 декабря, 1861).

⁵⁰ Там же, С. 28-29. (1868年の日記へのヴァルーエフの手による注)

⁵¹ Там же, С.175 (9 июня, 1862).

⁵² Ruud, *Fighting Words*, p. 130.

⁵³ たとえばゴロヴニンが「カリカチュア（が誌上に現れたこと）は政治的成熟を示しており、ロシアの読者を〈内なる出来事〉から引き離した」と主張する手紙をアレクサンドル二世に送つたが、ツアーリは手紙の余白に「その逆はいたるところにある」と書き込んだだけであった。Ibid., pp. 132-133.

⁵⁴ ただし、事後検閲下では司法処罰を導入するため、実施は当時進行していた司法改革の完了を待つべきだとした。Balmuth, 'Origins of the Russian Press Reform', pp. 379-380.

⁵⁵ Ruud, *Fighting Words*, p. 134.

⁵⁶ Ibid., pp. 141-142. 一方で彼は、新検閲法を「改革」と諷諭するよう、充分にリベラルな譲歩もするよう求めている。後に見るよう、彼は統制と譲歩を巧みに使い分ける政治家であった。

⁵⁷ バルムスは、ゴロヴニンからヴァルーエフに権限が移って検閲政策が変わった、ヴァルーエフは出版物全てに対して敵意を持っていた、とする。Balmuth, 'Origins of the Russian Press Reform', pp. 375, 383.

⁵⁸ 1997年に出了『ロシアの保守主義者たち』という研究書では、ヴァルーエフに1章が割かれている。この書では、タイトルにも掲げられた「保守主義者」というソ連期のレッテルに反論すべく、ヴァルーエフを非常に開明的で改革の難航に心痛していた人物と描いているが、やや強

調が過ぎる感がある。См. С. С. Секиринский Пётр Александрович Валуев, (Российские консерваторы, под ред. Института Российской истории, М., 1997, С. 138-188).

⁵⁹ オルロフスキーはヴァルーエフを、コンスタンチン大公・ミリューチン・ゴロヴニン・ロリス-メリコフらの開明的グループとも、D. A. トルストイやポペドノスツェフらの頑強な保守派とも区別されるとして、D. A. ミリューチンがヴァルーエフを評した「開明的保守派」(просвещенный консерватор)という言葉を引用している。Orlovsky, *The Limits of Reform*, p. 69. ヴァルーエフ自身、自分がいかなる党派にも属さず、それゆえ困難が起こるということを日記に記している。Валуев Дневник, Т. 1, С. 137 (28 декабря, 1861).

⁶⁰ П. А. Запончковский П. А. Валуев (биографический очерк), (Дневник П. А. Валуева, С. 32-36).

⁶¹ Чернуха Указ. соч., С. 87-92.

⁶² Там же, С. 100-105.

⁶³ Секиринский Указ. соч., С. 141.

⁶⁴ ПСЗ, Собр. II: 1825-1881, №41988, 41990 (апрель 6, 1865), С. 396-406.

⁶⁵ 全紙1枚は16ページ分。

⁶⁶ 他に石版印刷・銅板印刷や演劇に関する取締りの規定もあるがここでは触れない。

⁶⁷ 彼は、『О внутреннем состоянии России』(「ロシアの国内情勢」)と題する62年のメモで、貴族は自己の利益を弁えず不平に満ちている、商人は政治介入が少なく大衆への影響力は弱い、聖職者は混乱と不満の種を持つ、農民は危険な思想にさらされて不穏な大衆になりうる、軍隊は帝国の雑多な要素をつなぐ磁石であったのに搖らぎ始めている、と国内の諸身分を批判的に評している。また、66年のメモでは、社会は貴族・商人・農民・聖職者からなる「不満分子」(элементы брожения)と文筆家・学生・青年・一部の官僚からなる「運動分子」(элементы движения)から構成されており、前者には調停と譲歩を、後者は鎮圧をしなければならない、と述べる。相手によって譲歩と統制という背反する態度を使い分けようとしたわけである。

Запончковский Указ. соч., С. 31-32; Чернуха Указ. соч., С. 44.

⁶⁸ たとえば1865年9月に、検閲当局に訴追される最初のケースとなったビビコフの場合、7日間の禁固刑との判決を受けたものの、裁判所は警察による家宅捜索や出版差し押さえは違法であるとの判断を示した。この一件は改革された司法制度のもと公開裁判として行われ、ビビコフは自分の見解を開陳することができた。また、著作が正教の教義に反するとして訴追されたクラエフスキの場合、裁判官は66年1月に罰金の支払いを命じたものの、一方で宗教的寛容を拡大したいというクラエフスキの動機を容認した。さらに『現代人』誌上で農民を搾取する領主を批判したジュコフスキと編集者ブイピンに対しては、公正なコメントであるとして司法は3週間の禁固刑を命じただけだった。Ruud, *Fighting Words*, pp. 154-155, 161-163; Чернуха Указ. соч., С. 76-77.

⁶⁹ Никитенко Дневник, Т. 2, С. 514-515 (Май 16, 1865).

⁷⁰ Валуев Дневник, Т. 2, С. 127 (Май 23, 1866).

⁷¹ 1865年から70年にかけて、1回の警告を受けた定期刊行物はのべ21、そのうち3回の警告を受けて停刊処分に付されたものは10誌である。当時の定期刊行物数の激増から考えればかなり少ない数値だと言える。Ruud, *Fighting Words*, pp. 256, 258.